

厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）
（分担研究報告書）

聴覚障害者情報提供施設における手話版資料の所蔵状況に関する研究

研究協力者 平 英司 関西学院大学 手話言語研究センター 専門技術員
研究代表者 八巻 知香子 国立がん研究センター がん対策情報センター 室長

研究要旨

手話でアクセスできる医療情報の資料が、聴覚障害者情報提供施設においてどのぐらい提供されているのかについて調査した。その結果、手話による医療情報資料は皆無に近い状況であることが明らかになった。こうした状況の背景には、医療情報の手話翻訳の手法の未確立な状況や、手がける予算も人材も不足していることが考えられた。

医療情報の正確さを担保しながら、わかりやすい医療情報を提供するための資料作成と提供の仕組みを検討する必要性が示唆された。

A. 研究目的

日本でも、手話は日本語とは異なる言語であり、ろう者の第一言語であることの認知が広まりつつある。一方、健康で文化的な最低限度の生活を営むことは憲法で謳われており、医療情報を共有することは誰にとっても重要である事は自明の理である。それでは、日本において、医療情報を手話でアクセスできる資料は、どれくらいあるのだろうか。

聴覚障害者情報提供施設は、身体障害者福祉法（平成3年）の改正に伴い、聴覚障害者福祉の向上のために、第34条（当時は第33条）に規定された施設である。主として、相談、聴覚障害者用ビデオテープの制作・貸出、手話通訳者の養成、派遣などが行われている。聴覚障害者情報提供施設のネットワークである「特定非営利活動法人全国障害者情報提供施設協議会」には53施設が加盟している。（<http://www.zencho.or.jp/link>）

聴覚障害者への情報提供機能を担う主たる機関である上記施設において、どのような医療情報提供が行われているのか、その現状を把握することを目的とする。

B. 研究方法

近畿圏（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県）の計4か所の聴覚障害者情報提供施設の職員に訪問またはメールで、医療情報の提供の現状について調査を行った。

（倫理面への配慮）

公開資料に関する調査であり、特段の倫理的配慮を必要とする事項はない。

C. 研究結果

Aセンターでは、医療についての書籍、DVD資料の所蔵資料について確認した。医療に関する書籍は5冊のみで、いずれも医療用語の手話を学習することを目的とした面が強く、ろう者が手話で病気の知識を得ることを目的にはしていないようであった。DVDについては、糖尿病予防のための食生活に関するDVDが1種、NHKの「きょうの健康」シリーズが30タイトル程度あったがこれらは字幕のみであり、手話は付加されていなかった。手話で説明された資料は「薬の正しい使い方」という資料1本のみであった。

Bセンターでは125タイトルの健康・医療に関するビデオが所蔵されていたが、ほとんどは字幕が付加されているのみで、手話が付与されていることが明示されている資料は1タイトルのみであった。

Cセンターでは、テレビ番組に字幕がついたものを収集していたが、医療資料がどの程度あるのかは把握されていないとのことであった。

Dセンターでも、所蔵資料は東京の情報文化センターが字幕をつけたビデオがほとんどで、手話を付した資料はほとんどないとのことであった。センターで手話をつけた資料の作成は、市の広報等に限定されるとのことであった。

D. 考察

医療に関する書籍は手話通訳者を対象とした病名等、医療用語の辞書的なものがほとんどで、ろう者向けの手話での書籍は皆無であった。聴覚障害者情報提供施設が公的に聴覚障害者への情報提供機能を担うことは、法的にも根拠のある制度であり、対象とした5施設は全国的に見ても平均以上の活動を行っているという評価がされている施設であった。この点から考えると、健康医療情報の手話による情報提供の不足は、全国的な傾向・課題であると考えられる。

映像資料は、医療関係のテレビ番組に字幕がついたものがほとんどで、手話で情報が得られるものは、大阪のろう薬剤師が手話で解説した手話資料が1施設に置かれているのみであった。そして、聴覚障害者情報提供施設におかれている映像資料の多くは、東京の情報文化センターで字幕付けがなされたものであった。

情報提供施設には、手話を収録できるスタジオを持つところが多い。しかし所蔵資料を見ると、市や県から委託を受ける広報誌の手話版等が主な使用用途である場合が多く、独自の資料を制作する機会は、ろう者関係のイベント等に限られ、情報資料が作成される機会はあまりない状況にあるものと考えられた。情報提供施設では、動画を作成するための予算が設けられておらず、行政からの委託業務以外に映像制作活動がしにくい背景があることが推察された。

また、字幕とは異なり、書籍を手話に翻訳する場合、言語間の翻訳に伴って解釈を含む部分が生じうる。それらの適切な作成工程が確立されておらず、制作物の正確性の担保や著作権上の手続き等についての困難が、より資料作成に消極的となる要因になって

いる可能性も考えられる。

また、日本対がん協会が「よくわかる！がんの授業」字幕手話付き動画 (<https://www.jcancer.jp/news/10375>) を、DVDの形態で全国の聴覚障害者情報提供施設に配布しているが、これらの資料を閲覧用に提供している施設はなかった。これらのことから、手話による情報資材の作成手段の確立とともに、普及方法についても十分な検討が必要であるという新たな課題も明らかとなった。

E. 結論

日本において医療情報を聴者と同等にろう者が手話で得られる機会は少ない。その背景として、医療情報の翻訳を手がける予算も人材も不足していることが考えられる。

最近ではインターネットで様々な手話の動画を見ることができるようになってきたが、高齢者の中にはネットにアクセスすることが苦手なろう者もいる。また、ネットを通して手話で医療情報を入手する場合には、その情報の正確さを担保するために、医療組織と連携した情報発信も求められる。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む)

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし